

令和7年度精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース受託先企業開拓業務委託 参加仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース受託先企業開拓業務委託

2 委託業務の目的

就職を希望する精神障がい者等の特性をふまえた効果的な職業訓練の受講を促進し、就職につなげるために、障害者委託訓練事業における実践能力習得訓練コース（事業所を訓練実施場所として活用する公共職業訓練の一種：以下「委託訓練」という。）の受託企業を開拓し、円滑に委託訓練に移行できるよう三重県障がい者職業訓練コーディネーター等と連携して実施する。

3 委託業務の概要

(1) 委託期間

契約日から令和8年3月6日（金）まで

(2) 委託業務の内容

別添「業務仕様書」のとおり

4 契約上限額

2,059,530円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

ア当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和7年度精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース受託先企業開拓業務委託 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定する。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

ア 提出書類

- ① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- ② 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

イ 提出期限 令和7年4月8日（火）12時00分まで

ウ 提出先 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課

エ 提出方法 持参又は郵便

オ 結果通知 令和7年4月18日（金）までに電子メールで通知する。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類及び部数

- ① 企画提案書 8部（見積書の写しを添付すること）
- ② 見積書 1部
- ③ 参考資料 8部

イ 提出期間

令和7年4月23日（水）12時00分まで

ウ 提出先 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課

エ 提出方法 持参又は郵便

(3) 選定のための評価基準

ア 合目的性（5点）

委託目的と提案内容が合致し、目的達成に効果が高い内容であるか

イ 企画性（5点）

提案内容が具体的に精神障がい者等の雇用に結びつく内容であるか

ウ 専門性（10点）

障がい者の就労支援に十分な実績とノウハウを有しているか

エ 計画性（5点）

実施体制や進行管理が適切に計画されているか

オ 意欲・創意工夫（5点）

業務の実施に対する意欲や独自の工夫がみられるか

カ 経済性（5点）

事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか

(4) 第1次審査（書面審査）の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

(5) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

(ア) 実施日時 令和7年5月12日(月)午後(予定)

(イ) 実施場所 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県吉田山会館 第302会議室

7 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

- (1) 質問の受付期間 令和7年4月2日(水)12時00分まで
- (2) 質問の方法 ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (3) 質問に対する回答
質問内容に対する回答は、令和7年4月4日(金)17時00分までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用(有料))」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

(1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。

(3) 委託料については、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。

(4) 個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があるので留意すること。

16 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課障がい者雇用班 担当：井口、西山

電話番号 059-224-2510 FAX番号 059-224-3024

メールアドレス syurou@pref.mie.lg.jp

第1号様式

企画提案コンペ参加資格確認申請書

三重県知事 へ

令和7年度精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース受託先企業開拓業務委託に係る企画提案コンペに参加したいので、必要書類を添えて資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

令和 年 月 日

住所（所在地）

※参加希望者 商号又は名称

（フリガナ）

代表者職氏名

代表者生年月日

大正・昭和・平成 年 月 日生

電話番号： _____

FAX 番号： _____

記

1 案件名称

令和7年度精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース受託先企業開拓業務委託

2 誓約事項

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

3 添付書類

- 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合。商号、所在地、代表者、（資本金等）の事項が記載されているもの。写し可）
- 身分証明書（個人の場合。身元証明書。本籍地市町村長証明のもの。写し可）
- 成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書（個人の場合。東京法務局発行のもの。写し可）
- 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- その他入札公告及び入札説明書に示す書類

※なお、4 特記事項（1）、（2）の登録者であって、登録済みの情報に変更がない場合は書類の提出を省略できるものとします。

4 特記事項（該当する場合は、必要事項を記入してください。）

(1) 三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者

登録番号：

登録内容の変更（有 ・ 無 ）

(2) 三重県物件等電子調達システム利用登録者

登録番号：

登録内容の変更（有 ・ 無 ）

申請書の記載に関する連絡先

所属の名称	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	

※三重県物件関係競争入札及び落札資格に関する要綱に規定する落札資格確認のため、申請書及び委任状に参加希望者の生年月日を記載していただきます。

※申請書及び委任状に記載の個人情報に関しては、落札資格確認のために使用する以外に使用しません。

また、その情報については、個人情報保護法に基づき適正に取り扱います。

委任状

案件名	令和7年度精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース受託 先企業開拓業務委託
-----	------------------------------------------

三重県知事 あて

令和 年 月 日

委任者 住所（所在地）

商号又は名称

フリガナ

職氏名

印※

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日生

上記の企画提案コンペにおいて、下記の者を受任者（代理人）として定め、下記の権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所（所在地）

商号又は名称

フリガナ

職氏名

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日生

委任事項（※委任する事項を選択してください。）

- 企画提案又は見積に関する一切の件
- 資格申請に関する一切の件
- 契約の締結及び契約に定める関係書類に関する一切の件
- 物品の納入及び契約の履行に関する件

※押印は省略することができます。押印を省略した場合は、委任者の署名をお願いします。

共同事業体協定書兼委任状

令和 年 月 日

三重県知事 へ

共同事業体名
 代表者 所在地
 商号等
 代表者氏名
 電話番号

印

件名	令和7年度精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース受託先企業開拓業務委託
----	--------------------------------------

上記件名の見積に参加するため、共同事業体を結成し、三重県との間における下記事項に関する権限を代表者に委任して申請します。

なお、当該件名の落札者となった場合は、各構成員は業務の遂行及び当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同事業体の名称	
共同事業体の代表者 (受任者)	〈代表構成団体〉 所在地 商号等 代表者
共同事業体事務所所在地	
共同事業体の構成団体 (委任者)	〈構成団体〉 所在地 商号等 代表者 印
共同事業体の成立、解散の時期及び委任期間	届出の日から契約の履行期間終了後3か月を経過する日まで。ただし、当共同事業体が上記件名の落札者とならなかった場合はただちに解散します。 また、当共同事業体の構成員の脱退又は除名については、事前に三重県の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 見積に関する件 2 契約の締結に関する件 3 経費の請求・受領に関する件
その他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定書に定めのない事項については、構成員全員により協議することとします。

役員等に関する事項（令和7年 月 日現在）

会社名

職 名	よみがな 氏 名	生 年 月 日	性 別

（注1）本書類は、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条の規定に基づき、三重県警察本部に対して確認を行うために使用します。

（注2）「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ・ 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者
- ・ 法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者
- ・ 個人にあっては、その者及びその者に対し支配関係にある者